

## 支出項目

## 政務活動費

## 研修・会議費

No.1

30 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
7	21~ 23	第60回自治体学校in福岡	178,160	178,160
1	28~ 29	第49回 市町村議会 議員研修会In静岡	102,680	280,840
		合計	280,840	

# 政務活動報告書

平成31年1月4日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏名) 沼上 徳光  
中野 幸雄

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年7月21日～平成30年7月23日
目的 地 (研 修 地)	福岡県福岡市 第60回 自治体学校in福岡

政務活動の結果 (別紙のとおり)



## 出張旅費計算書

摘要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 福岡県福岡市 (政務活動費)		会派	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団		
期日	平成30年7月21日 平成30年7月23日 3日間		出張者氏名	沼上徳光 中野幸雄		
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	1	1	25.3	13,500	8,180	21,680
小田原—新大阪 (JR新幹線)			1,091.0			
新大阪—博多 (JR新幹線)			1.7			
博多—中洲川端 (地下鉄)			200			
中洲川端—西新 (地下鉄)	1	1	4.7	260		520
西新—中洲川端 (地下鉄)			4.7	260		
中洲川端—博多 (地下鉄)	1		1.7	200	8,180	21,680
博多—新大阪 (JR新幹線)			1,091.0			
新大阪—小田原 (JR新幹線)			25.3			
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3			
計	3	2	2,245.4	27,920	16,360	(A) 44,280
日当	3	日×@	2,400	(B) 7,200		
宿泊料	2	日×@	朝食付き 1泊 9,800	(C) 19,600		
夕食代	2	日×@	2,000	(D) 4,000		
受講料	3日間		14,000	(E) 14,000		
合計	(A)～(E) 89,080		×	2	178,160	

博多中洲ワシントンホテルプラザ  
福岡県福岡市博多区中洲2-8-28  
TEL. 092-282-0410  
FAX. 092-282-7700

## 第60回自治体学校 in 福岡 研修報告

日時 2018年7月21日(土)～23日(月)

会場 福岡市民会館 西南学院大学

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 中野幸雄

### ■ 1日目 記念シンポジウム 地域・暮らしに憲法をいかす

#### 第1部 リレートーク

〈学校給食〉北九州市職労働組合・懸谷容美さん

学校給食費は年間で、小学校10万円 中学校18万円になる

未納は小学校0.2%、中学校0.48% 国保より少ない。

憲法は義務教育の無償をうたっているのにこの現状はおかしい。

「食育」という教育としての学校給食であるべきと主張。

\*茅ヶ崎市も中学校給食実施の取り組みがいよいよ動き始めようとしているので各地の様々な経験に学んで実現へと進めていきたい。

〈生活保護〉全国生活と健康を守る会連合会・田川英信さん

憲法25条が「立法改憲」状態になっている。これを許しているのは、社会保障についての国民の意識水準にあるとした。「自力で生活できない人を政府は助けるべきか」という質問に対する回答の国際比較がある。助ける必要なしが日本は38%と断トツ。他国は7～12%。日本人は家族主義や人権軽視の風潮が強いのでは。厚労省も捕捉率を低くすることを指導する姿勢がある。

\*公助が単なる手助けに、国民の権利として認識していないと指摘したことに共感。行政とも協力して改善を進めることが大事だ。

〈沖縄〉おきなわ住民自治研究所事務局長・湧田 廣さん

本人台風の影響で参加できず現地実行委員がレジュメを代読した。

辺野古新基地予定地に軟弱地盤や活断層が発見された。それでも政府は土砂の搬入を開始すると県に通知。10月の那覇市長選挙、11月の県知事選挙が大きなたたかいになる。民主国家のありようと憲法、地方自治の確立を求めるたかひに他ならない。憲法と民主主義を守る協働と連帯を全国で巻き起こすことが求められている。

\*その後、8月8日翁長知事が死去。9月30日投開票で知事選挙がたたかわれ、結果は翁長知事を継承するデニー環氏が当選。沖縄県民の民意は明確。

〈平和〉「引き上げ港博多を考えるつどい」事務局長・堀田広治さん  
敗戦時700万人（半数の350万人が民間人）の日本人が海外にいた。うち帰還できたのは139万人で200万人が死亡した。命からがら帰還した博多港の歴史を伝えることで平和の意味や大切さを考えるのが私たちの活動である。最近はや若い女子大生も加わり、運動の広がりに展望をうかがわせる。

\*全国各地にあるこのような戦争体験を語り継ぐことが大切である。

## 第2部 特別対談 地域・くらしに憲法をいかす自治体づくり

太田 昇 岡山真庭市長                      石川捷治 北九州大学名誉教授

真庭市は2005年に9町村が合併して誕生した人口4.6万人の山間地にある、人口減少、高齢化の課題を抱えた市。しかし、同市の特徴は、一見不利な条件を個性と有利な条件と取れえていること。里山資本主義を掲げて、バイオマス発電でエネルギーの自給で資源や経済の循環を展開している。また、林業に若者が従事し産業として成長している。市長は「行政は市民の幸せを応援する条件整備会社」とし、主人公は「市民」で「行政」が行うべきは条件を整えること。と述べた。

議会や職員について、党派の違いを超えて共通する政策課題で取り組み、提言していくことが必要。議場の使い方から、議事の内容、政務調査費、議員報酬など、市民にオープンにして開かれた議会にしていく必要がある。

京都府 嵯峨府政28年 郊外防止条例は京都が先駆け。国にものを言うときはしっかりと根拠をしめす。大事なことは政策学習とできることは保革関係なく政策提言を。

真庭市の職員応募状況は、平成25年度は市内7割、市外3割が、今は、市内4割、市外6割の応募となり、間庭で働きたいという若い人が増えてきた。

\*少なくとも真庭市長のように市民の方に目を向ける行政であれば、議会も要求実現のための政策づくりにやり甲斐を感じられるのではないかと。

### ■ 2日目 分科会・講座

講師・長沼薫輝 津市立三重短期大学教授

分科会2 「いま地域医療で何が起きているのか」を考える

## 第60回自治体学校報告書

視察日 2018年7月22日(月) 2日目

場所 福岡県、西南学院大学

テーマ 会計年度任用職員制度と地方公務員

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

講師 黒田兼一(明治大学)

### 1、働き方改革

はじめに働き方改革とは

- ①同一労働同一賃金の実現
- ②長時間労働の解消
- ③高齢者の就業促進

目的

イノベーションと働き方改革による生産性向上と労働力確保

- ・非正規雇用の縮小に触れない
- ・高度プロフェッショナル制度(労働時間管理の自己責任化)長時間労働解消ではない

働き方改革は経済と企業の成長戦略の一環。強い経済、企業の活躍

民間では1995年に発表された新時代の日本的経営

- ・年功制と終身雇用慣行の一扫
- ・人事処遇管理に市場原理を導入

2000年代に入ってから

- ・公務員制度改革大綱(2001年12月閣議決定)
- ・任期付職員法(2002年7月施行)
- ・職員削減、民間委託の推進で集中改革プラン(2005年総務省次官通達)
- ・地公法改定、人事評価の義務付け(2016年施行)
- ・地公法と地方自治法の改定、会計年度任用職員制度導入(2020年施行)

公務員改革は民間で行われてきたものと同じ、コスト削減と効率化、雇用と処遇に競争原理を組み込んだ働き方改革

### 1、全体の奉仕者とは

すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない  
この「全体の奉仕者」とは何か、「一部の奉仕者」とは何か。

すべての公務員は国民一人ひとり全体の奉仕者であって、いかなる集団への奉仕者ではないと考えるべき。

## 2、どうして改革なのか

### ・公務員の働かせ方の原理

特定の仕事を担当する職員ではなく、特定の職員がいかに仕事を担当しているか。創造力、責任ある行動、自己管理的行動ができる能力の重視

### ・進行中の日本の公務員改革

非正規雇用の拡大、業務委託、指定管理者制度、正規職員の削減、人事評価制度の導入

## 3、全体の奉仕者からの逸脱、二つの改革

職員の働かせ方を変えたのは2014年、2017年の法改正

### (1) 処遇システムの改革 人事評価制度の導入

・人事評価 発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用。

・人事評価の結果で任用・配置・処遇が決められるので働き方改革は左右される。任命権者の指示通りに効率よく業務を遂行させ、その遂行度で処遇する。

・首長の評価で処遇される。全体の奉仕者から首長への奉仕者の可能性

・何を評価するか 発揮した能力と挙げた業績

評価基準は抽象的で曖昧、評価者の主観が大きい

・評価の主観性をどう排除するか

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は任命権者が定めるものとする。とされている。

### (2) 雇用システムの改革 会計年度職員の創設

総務省マニュアルによる新設の趣旨

①非正規公務員が増えている(2016年で全総数の19.6%)

②非正規ではあるが、重要な仕事を担っている

③現行法の採用要件に沿わない運用が見られるが、削減できない

④非正規のままの新しい枠組みを作って解決する

感想 会計年度任用職員は会計年度を超えない範囲内で置かれた非常勤の職を占める職員。2000年代の公務員改革からの流れもあるが、現在の人手不足から当時の改革を問題視する講演も増えてきている。地方公務員法が多様化することで非常勤職員は全部で8種類となり、誰がどのような雇用形態で働いているのか、よく分からなくなり組織は決して強くならない。人事評価制度と会計年度任用職員の茅ヶ崎市でのあり方をしっかりと考えていく必要がある。

## 第60回自治体学校報告書

視察日 2018年7月23日(月) 3日目

場所 福岡県、福岡市民会館大ホール

特別講演 暮らしの現場で国民主権をまもろう

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

講師 馬奈木 昭雄(久留米第一法律事務所 弁護士)

### 1、国民主権と地方自治の本旨の持つ意義

① 何ものにも制約されない自由な市民によるそれぞれの市民間の自由な意思の合意に基づく合意形成

近代市民社会における市民は、何ものにも拘束されない自由な意思を表明することができ、主権者同志のこの自由に表明された、自由な意思の合致による合意の形成を行うことによって物事を決定していくことが、現在の市民社会が成り立っていく前提とされている

・契約は拘束する

この近代市民法の大原則が原則として成り立つ本質的根拠は、何よりも互いに自由な市民が自らの自由な意思に基づき、合意したからである。自らの約束が自らを拘束するのは当然である。

・近代市民社会の法たる近代市民法の大原則の基本であり、この大原則を守らなければ現在の社会は保たれない。

② 地方自治法の本旨。地域のことは地域で決める(住民の要求実現は住民合意による)

問われている本質は地域住民による合意形成である。私たちは主権者として住民の合意の形成をいかにして求めていくか、その取組の具体的方法と実効性が問われる。

③ 地方自治体と住民との関係をどう考えるか。(対立関係としてとらえるか、協働関係として捉えるか)

④ 自治体は中立的立場なのか「住民の立場に立つということが持つ意味」

自治体は中立の立場だから反対運動を出来ないという主張をどう考えるか。自治体は住民のために存在しているのであり、住民の生命、健康、生活の安全を護る立場に立つことが当然の存在理由であり、それ以外の立場はない。

⑤ 企業城下町のあり方、企業の立場

原発立地自治体の住民に、政治的意思表明の自由、政治的活動の自由など憲法上の基本的人権が現実に存しているのか

⑥ 中央政府と地方自治体の対立関係

感想 2011年の福島原発事故、沖縄の辺野古新基地建設、特区による獣医学部の設置など様々な分野で中央政府と自治体の関係や対立がマスコミに取り上げられ、国民が考えさせられるきっかけが多くあると思う。日本国憲法の改正についても、国民投票を行わなければならないため、国民であり自治体の住民であることから国民主権とはどの世代にとっても守り大切にされなければならないと考える。

憲法の前文では国の政治のあり方を決める力はわたしたち国民にあるということは、国の政治を最終的に決める権利は国民にあります。

基本的人権の尊重とは人間はだれでも生まれながらに持っている人間らしく生きる権利を大切にしようという意味です。基本的人権には

①自由権：思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由、表現の自由、職業選択の自由

②平等権：差別的なあつかいを受けない権利

③社会権：生存権（健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利）教育を受ける権利

④参政権：選挙権、被選挙権

⑤請求権：裁判を受ける権利

などがあります。

わたしたちの暮らしの中にある国民主権、基本的人権は今の時代に改めて問われていると感じます。今後も最高法規である日本国憲法や法律などの理解を深めていくことは大事である。

## 1 地域からの発信

「地域医療構想」の策定を契機に「地域包括ケアシステム」の構築をうけ、医療介護従事者・地域住民・自治体が地域の医療保障・介護保障に関する共通認識を図り、将来像を描くことが重要。

行政の対案に対してものを言うだけ、という姿勢でなく、提案を地域が共同で作成し、行動には共同で責任を持つ体制づくりを進める必要がある。

「地域包括ケアシステム」の構築への努力をより意義あるものとするには、医療機関のみならず住民参加を進め、地域からのベクトルを共同で形成し地域住民との連動した医療保障づくりをさらに進めることが重要。

## 2 地域の拠点として

「国立病院・療養所の再編計画」以後、公的医療機関は再編成を志向すべきという動きが強まり、その後、公立病院が対象となり、最近では厚生連病院などの公的医療機関に対し、「病院M&A」（病院を合併したり買収したりする動きの総称）

が行われている。

公立病院の最大の目標は収益の増大ではない。安定的な医療の供給を図る拠点であり、地域内循環を作り出す重要な地域経済の拠点であり、「地域包括ケアシステム」の構築に際しても重要な拠点となる。

\*茅ヶ崎市立病院は収益を上げるどころか赤字を続けており、これは改善しなければならないが、その策は「地域医療構想」や「地域包括ケアシステム」を地域住民と一体に考え取り組んでいくことで見つかるのではないかと。

## ■ 3日目 特別講演 暮らしの現場で国民主権を守ろう

講師・馬奈木昭雄 久留米第一法律事務所 弁護士

私たちのたたかいは、必要な施策の要求を実現するだけでなく、地域住民の共闘を強化することにより、地域の再生と前進を目指すこと、そのためには主権者たる住民が自らの意思を徹底して表示していくこと。したがって、私たちは「地域の問題」から「全国の問題」へ展開していくことを基本に据える。必然的に国の政策の根本的転換を迫るたたかいになる。

### ・国民主権と「地方自治の本旨」の持つ意義

近代市民社会における「市民」は何ものにも拘束されない「自由な意思」を表明することができ、主権者同士の自由に表明された、自由な意思の合致による合意の形成を行うことによって物事を決定していくことが、市民社会が成り立つ前提とされている。このことが国民主権、立憲主義が原則とされる本質的な根拠である。

「契約は拘束する」 自らの約束が自らを拘束するのは当然である。逆に「自らの自由な意思ではない他の決定」には従わなければならない理由はない。これが近代市民社会（資本主義社会）の近代市民法の大原則（国民主権）の基本であり、この大原則が守られなければ現在の社会は保たれない。

「地方自治の本旨」 地域のことは地域で決めることの本質は「地域住民による合意の形成」である。その取り組みの具体的方法と実効性が問われている。

## 2 住民合意の形成の考え方

「行政の説明責任」 行政は事業や施策について、立場の説明を住民に行い理解をも求めることだけでなく、行政の説明は住民の合意形成に必要な検討のための資料となるデータの提供と合意形成の場の提供である。

講師は、牛深し尿処理場建設差し止め判決、川辺川ダム建設事業、諫早干拓事業、産業廃棄物処分場建設反対運動、筑豊じん肺訴訟を例に挙げ、それぞれを解説した。

勝つまでたたかう 要求実現のために、全住民の合意形成を目指してたたかい続ける。社会に被害が存する限りたたかいは続く。解決は抜本的、根本的な被害発生を防止を目指す。

国、行政の解決は「被害者を黙らせること」 これとのたたかいは求められる。

\*憲法を公然と守らない安倍政権の下で私たちが認識すべきことを教えてくれる示唆に富んだ講演であった。

権利とは何か。国が法律として認めて国民に与えたもの。人類多年のたたかいによって勝ちとったものであり次代に渡すもの。普段の努力により守り抜かなければならないと実感した。

国民を無抵抗にする策略が進められているとき、権利を守るたたかいをどう構築するかが大事な点であり課題だと思う。

No. 57-104-3

領収証

2018年7月12日

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

領収金額 ￥14,000-

但 第60回自治体学校 in 福岡 参加費用 として

上記の金額、正に領収いたしました。



第60回自治体学校実行委員会  
実行委員長 [Redacted]  
(自治体問題研究所内)

〒162-8512  
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階  
電話番号 03-3235-5941

( 二 昭 上 議 員 分 )

No. 57-104-1

領収証

2018年7月12日

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

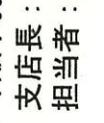
領収金額 **¥19,600-**

但、第60回自治体学校 in 福岡 7/21・22 宿泊費 として

上記の金額、正に領収いたしました。



株式会社 日本旅行 九州法人支店  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1-5F  
TEL : 092-451-0606 FAX : 092-451-0550

支店長 :   
担当者 : 

(昭エ言奉夏令)

No. 57-105-3

領収証

2018年7月12日

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

領収金額 ￥14,000-

但 第60回自治体学校 in 福岡 参加費用として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会  
実行委員長   
(自治体問題研究所内)

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話番号 03-3235-5941

(中野行洋 様)

No. 57-105-1

## 領収証

2018年7月12日

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

領収金額 **¥19,600-**

但、第60回自治体学校 in 福岡 7/21・22 ご宿泊費として

上記の金額、正に領収いたしました。

株式会社 日本旅行 九州法人支店  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1-5F  
TEL : 092-451-0606 FAX : 092-451-0550

支店長：  
担当者：

(中野行幸 署名)



## 出張旅費計算書

摘要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 静岡県葵区 (政務活動費)		会派	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団		
期日	平成31年1月28日 平成31年1月29日 2日間		出張者 氏名	沼上徳光 中野幸雄		
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎—静岡 (JR東海道本線)	1	1	121.6	2,270		2,270
静岡—茅ヶ崎 (JR東海道本線)	1		121.6	2,270		2,270
計	2	1	243.2	4,540		(A) 4,540
日当	2	日×@	2,400		(B)	4,800
宿泊料	1	日×@ <sup>朝食付</sup>	12,550		(C)	12,550
夕食代	1	日×@	1,450		(D)	1,450
受講料	2日間		28,000		(E)	28,000
合計	(A)~(E) 51,340	×	2			102,680

ホテルアソシア静岡

所在地：〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町56番地

電話：054-254-4141

宿泊代の上限14,000円のため、夕食代2,000円のところを1,450円で計上

# 政務活動報告書

平成31年3月29日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏名) 沼上 徳光  
中野 幸雄

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成31年1月28日～29日
目的 地 (研 修 地)	第49回 市町村議会 議員研修会 in 静岡

政務活動の結果 (別紙のとおり)



## 第46回市町村議員研修会報告書

視察日 2019年1月28日(月) 1日目

場所 静岡商工会議所

テーマ 2019年度政府予算案と地方財政の課題

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

講師 川瀬 憲子

### 地方財政をめぐる課題

少子高齢化、グローバル化、所得格差と地域間格差の拡大、非正規雇用の拡大、ワーキングプア、官製ワーキングプア、相対的貧困率の高さと子どもの貧困

※相対的貧困率はOECDの中でメキシコ、トルコ、アメリカに次いでワースト4位(2012)、6人に1人が貧困(122万円以下)

第2次安倍政権下での諸施策(三本の矢から新三本の矢)成長戦略、保育所待機児童問題(4万人)介護問題、改憲をめぐる問題  
分権改革から地方創生へ、集中型システム、自治体戦略2040

### 分権改革から地方創生政策

1995年 地方分権推進法

2000年 地方分権一括法

機関委任事務の廃止と法定受託事務、自治事務、国の直接執行事務への再編

2003年～2006年 三位一体の改革

9.8兆円補助金と交付税削減、3兆円財源移譲

2008年 地方財政健全化

2011年 東日本大震災、福島第一原発事故

2012年 税と社会保障一体改革

2014年 消費税増税、国土のグランドデザイン2050、まち・ひと・しごと創生法

新年度政府予算案と地方財政 地方創生、地方交付税をめぐる課題

## 地方創生政策 2015年～

各自治体で地方版総合戦略策定、成果主義、数値目標の達成率を基準に査定、地方創生とセットで集約型国土再編

地方交付税におけるトップランナー方式段階的導入（2016年～）上位3分の1を基準、一定の行政サービスを指定管理者、あるいは民間委託へシフトさせる政策

課題：維持可能な社会、セーフティネットの構築、基礎自治体（市町村）の役割の重要性、住民自治、住民参加の課題

### 1、国と地方の財政関係

「集権型分散システム」と財源の中央集中集権型国家への再編、安倍政権下の最集権化逆税源移譲（地方から国へ）国税への集中化（2008年法人事業税の一部国税化、地方譲与税化）

2012年一括交付金廃止

2014年度と2016年度

法人住民税の一部交付税の原子化（地方税が国税に）

国税と地方税の割合は三位一体改革前の水準に

### 2、新年度政府予算案と地方財政

・2019年度一般会計の総額は101兆4500億円、当初予算で初めて100億円を突破。

・97兆7128億円（2018年度）97兆4547億円（2017年度）96兆7218億円（2016年度）

・第二次安倍政権発足直後の2013年度予算92億2611億円と比べても、9兆円を超える過去最大の規模となっている。

・7年連続で過去最高額を更新

### 防衛関係費の急増（2012年～2019年）

・防衛関係経費は第二次安倍政権発足前の2012年度では約4.7兆円、2017年度5.1兆円、2018年度5.2兆円、2019年度5.3兆円で7年連続急増、過去最高額を更新。

・中期防衛力整備計画（2014年～2018年度）→（2019年度～2023年度）に基づく予算編成。伸び率を0.8%から1%超に上方修正、辺野

古新基地建設計画を含む在日米軍再編経費がこれに加わる。

- ・防衛関連の研究に対しては、大学などへの補助金を6億円から110億円に大幅の増加。

#### 社会保障関係経費の伸びの抑制

- ・伸びを抑制するために1400億円社会サービス削減（2017年度）
- ・一定の所得のある高齢者の負担増などによって、医療分野950億円、介護分野で450億円の経費を圧縮
- ・医療分野 2017年8月から高額療養費制度で一定以上の収入のある70歳以上の負担上限額の引き上げ（220億円）75歳以上の後期高齢者医療制度では所得が比較的低い人の保険料を5割程度とする特例を2割に縮小、扶養家族だった人の保険料を9割軽減とする特例を7割にする（190億円）協会けんぽの国庫補助金320億円減額。
- ・介護分野 高額介護サービス費制度の利用者負担上限の引き上げ（中間所得層で月4万4400円）による10億円の削減
- ・年金の受給資格25年を10年に圧縮

#### 格差と貧困の拡大、待機児童問題

- ・共働き世帯、ひとり親世帯の増加
- ・ひとり親世帯の貧困問題、子どもの貧困
- ・認可保育所の待機児童は2000年代に増加
- ・潜在的需要は85万人
- ・保育所待機児童数は4月時点で2万人以上、10月時点で4万人以上、認可保育所の待機児童をみれば、さらに増加。
- ・潜在的待機児童は7万人

#### 子ども・子育て支援新制度

- ・子ども・子育て支援新制度（2015年～）

自治体における要保育度の認定制度（利用者拡大）認可保育所、認定こども園（幼稚園からの移行促進）小規模な保育所（園庭がない施設）保育ママ、企業内保育所

- ・保育サービスの需要の増大への対応として、保育サービスの量・質的確保をするための方策。保育サービスにおける規制緩和と民営化
- ・規制緩和で保育サービスの質が低下する恐れ、認可外保育所での事故など、子どもの人権をどう保障するのが課題
- ・保活の実態 認可保育所のみ決定、認可外保育所は各自で（保活疲れ）

## 安倍政権 社会保障・税の一体改革

- ・ 社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー制度）のための個人識別番号法案 2012年2月閣議決定、2013年5月施行、2016年度から施行
- ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 2018年から
- ・ 高額療養費見直し 上位所得者層の上限7割引き上げ、低所得者層の上限3割引き上げ

## 医療・介護総合法（2014年～）

- ・ 給付の重点化、制度の効率化
- ・ 要支援高齢者の訪問介護、通所介護 2015～2017年に地域支援事業に移行。専門的な保険給付から除外。
- ・ 要介護2以下の高齢者、特別養護老人ホームへの入所不可
- ・ 一定所得（単身280万円以上）の高齢者2割負担（2014年8月～）
- ・ 介護報酬2.27%引き下げ（2015年度から）
- ・ 2017年度介護報酬改定

## 生活保護（最後のセーフティネット）

- ・ 生活保護、163.5万世帯、210.3万人（2018年4月） 2000年代好景気の時期にも貧困化が進行
- ・ 2003年 小泉内閣「骨太の方針」に生活保護の見直しを明記
- ・ 2007年 16歳以上の母子加算廃止
- ・ 2009年 15歳以下の母子加算廃止 民主党政権交代時に母子加算復活
- ・ 2015年 生活困窮者自立支援法 就労支援 自立支援の仕組みづくり
- ・ 各自治体のケースワーカーは1人で80～100世帯以上を担当、過酷な労働、非正規のケースワーカー増【低賃金】
- ・ 生活保護のさらなる見直しの展開 生活扶助基準の見直し、医療扶助適正化など加速化する生活保護切り捨て
- ・ 憲法25条生存権保障、ナショナルミニマムをいかに保証するか、最後のセーフティネット。

## 地方財政計画

- ・ 財政制度審議会の方針（2017年）
- ①国・地方プライマリーバランス改善のため、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入のギャップを縮小
- ②地方の財政収支改善等の成果を迅速に把握、検証し、事後的に地方財政計画

に結びつける

③歳出特別枠やまち・ひと・しごと創造事業費等を加えた実質的な地方単独事業の水準について、適正な規模に縮小する必要があること。

④歳出特別枠及び特別加算を速やかに廃止すべきこと

⑤給与関係経費、公営企業繰出金の精査など、地方歳出・歳入の適正化・効率化

地方財政審議会の意見

・一般財源の総額を確保すること、地方公務員の数はピーク時の328万人（1994年度）に比べると274万人（2014年度）にまで大幅な減となっており、社会保障等の対人サービスを提供するためにはマンパワーの確保は重要で、これ以上地方公務員の数を減らすことは限界が来ている。

・2017年度の地方公務員数は230万人

地方財政計画（通常収支分）の概要（2018年度）歳出特別枠の廃止による歳出の重点化・効率化 地方消費税の清算基準の見直し等

歳出面

・給与関係経費20.3兆円（前年度0.0%減△65億円）  
・一般行政経費37.1兆円（前年度1.3%増）  
・投資的経費11.6兆円2.3%増（地方単独分が昨年度に引き続き3.2%増加）

歳入面（見込み）

・地方税39兆円  
・地方交付税16兆円の水準、前年度に比べると2%減、臨時財政対策債（後年度の地方交付税に振り替えられる地方債）は4兆円

3、（1）地方交付税のトップランナー方式

地方交付税の2つの側面

・地方自治の保障  
地方自治体への財源保障（ミクロ的側面）  
地方自治体間の財政調整（マクロ的側面）  
・地方財政の国家的統制手段（国による統制）財政統制、財政誘導  
・モラルハザード論、交付税見直し ナショナルミニマムが達成されているか

地方交付税の財源

・財源国税の一定割合（2016年度～）

- ・所得税33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%
- ・地方法人税の全額
- ・2016年度交付税16.7兆円、2017年度交付税16兆円、2019年度交付税15.9兆円

### 3、(2) 地方交付税のトップランナー方式

2016年度から、歳出の効率化の観点から、民間委託等の業務改革を実施している自治体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額に反映するトップランナー方式を推進。単位費用に計上されているすべての業務(23業務)の経費見直し概ね3~5年をかけて段階的に導入。

地方行政サービスの見直し(16業務)

2016年度

民間委託 学校用務員、本庁舎夜間警備、公用車運転、学校給食(運搬)プール管理、道路維持補修・清掃等、案内・受付、一般ごみ収集、本庁舎清掃、電話交換、学校給食(調理)、競技場管理

指定管理者制度導入 体育館管理、公園管理

庶務業務集約 庶務業務の集約化

情報システムクラウド化、情報システム運用

交付税トップランナー方式

- ・2017年度(2業務)

指定管理者制度導入 青少年教育施設

独立行政法人 公立大学運営

- ・2018年度(これまでの18業務)

段階的な反映 窓口業務についての検討(地方制度調査会での議論)

2019年度以降 図書館、博物館、公民館、児童館(アウトソーシング)

※指定管理者制度に伴う課題

正規雇用→非正規雇用拡大、図書館や福祉業務など専門性の高い職種が含まれる。3年から5年契約

人件費抑制→物件費(委託料等)、給与の大幅な引き下げ。

基準財政収入額見直しの影響

- ・徴税を上位3分の1をモデルとして厳格化

都道府県税(個人住民税均等割、所得割、個人事業税、不動産取得税等) 市町村税(個人住民税均等割、所得割、固定資産税、事業所税)

※実効的な徴税対策(滞納者への取り立て強化)による問題点。

都市と農村、大都市圏と地方圏など財政力の違いが考慮されず、成果主義、貧困層への徴税強化の方向。

#### 第46回市町村議会議員研修会報告書

視察日 2019年1月29日(火) 2日目

場所 静岡商工会議所

特別講演 国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

講師 神田 敏史

都道府県単位化で、国保制度はどう変わったか。

社会保障制度国民会議(2013年8月)＝2018骨太方針にも共通  
我が国の社会保障制度の根幹をなす国民皆保険制度のラストリゾート(最終的な担い手)である国民健康保険制度を持続可能なものとしていく

(1) 保険給付の提供体制の改革をすすめるため

①効率的な医療提供体制への改革を実効あらしめる観点からは、国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とし、更に地域における提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に行うことを射程に入れて実務的検討を進める。

②保険料負担(標準保険料)の考え方＝都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の負担住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制の構築を図る

(2) 財政上の構造的問題の解決を図るため

①財政的な構造問題の解決が図られることが、国民健康保険の保険者を都道府県に移行する前提条件である。

②現在の市町村国保の赤字の原因や運営上の課題を、現場の実態を踏まえつつ分析したうえで、国民健康保険が抱える財政的な構造問題や保険者の在り方に関する課題を解決する。→国と地方の協議(全国知事会、市長会、町村会が参加する国保基盤強化協議会)における議論で結論を得る。

③財源は後期高齢者医療制度搬出金の全面総報酬制による財源も配慮＝その財

源については、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の後期高齢者支援金に対する負担方法を全面総報酬割にすることにより生ずる財源を考慮する。

④保険料適正化など国保側の努力（自助・共助）も必要＝財政基盤の強化のために必要な公費投入だけでなく、保険料の適正化など国民健康保険自身の努力によって、国民健康保険が将来にわたって持続可能となるような仕組みについて検討

#### 制度改革の具体化に向けた国と地方の協議

(1) 議論のとりまとめ（2015年2月12日国保基盤強化協議会政務レベル）

プログラム法（2013年12月）を受け2014年1月から断続的に議論を進められる。

①財政基盤強化策として3400億円公費投入

財政調整交付金財政調整機能の強化、保険者努力支援制度創設  
特別高額共同事業への国庫負担の拡充

②都道府県が財政運営主体となる財政運営

都道府県は納付金金額と標準保険料率を提示  
市町村は国保事業費納付金を都道府県に納付  
市町村は標準保険料率を参考に保険料率を設定  
都道府県は市町村へ保険給付費等交付金を交付

③財政健全化に向けた医療費適正化・収納率向上など保険者機能の強化

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組みの中に盛り込む  
保険者努力支援制度や財政調整機能強化の仕組みの中に盛り込む  
都道府県作成の国保運営方針のなかで目標設定

④事務処理の効率化標準化

都道府県作成の国保運営方針のなかで記載

(2) 詳細な内容（制度改革の2018年度実施に向け協議する課題）

2015年度から法案成立を受けて協議を行う事業の基本的な考え方

①財政基盤強化～3400億円の使い道

ア 2015年度から1700億円投入

保険料軽減対象者に応じ財政支援の拡充（被保険者一人当たり5000円程度）

イ 国の国保財政に対する責任を高める観点から財政調整機能の強化

高額医療費共同事業の国庫負担については、その一部を国の財政調整交付金から振り替える予算上の措置を行い、本事業への直接の財源手当を増加することにより国の財政調整交付金を実質的に増額する

ウ 国民皆保険の基礎としての役割を果たしている国保において自治体の責めによらない要因により医療費が高くなっていること等への財政支援強化

例えば精神疾患に係る医療費が高いことへの財政支援、子どもの被保険者が多い自治体への財政支援、非自発的失業者に係る保険料軽減額への財政支援等  
エ 医療費の適正化に向けた取り組み等、保険者としての努力を行う自治体に対し適正かつ客観的な指標に基づく財政支援を創設

オ 予期しない給付増や保険料収納不足といった財政リスクの分散・軽減のため、モラルハザードを防ぐための一定のルールを設定したうえで、都道府県及び市町村に対し貸付、交付を行う財政安定化基金を都道府県に創設。

カ 著しく高額な医療費に対する国の責任を強化する観点からの超高額医療共同事業への財政支援の拡充

## ② 国民健康保険の運営の在り方の見直し

ア 都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保運営を担い、国保の財政運営の責任主体となる仕組み、国保事業費納付金及び保険給付費等交付金の仕組み

イ 市町村が担う事務の効率化や標準化、共同処理、広域化の取り組み。医療費の適正化に向けた取り組み、保険料の納付状況の改善のための取り組み等を推進するための国保運営方針

ウ 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方式と設定の在り方

- ・市町村における保険料収納、医療費適正化のインセンティブ確保の観点
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるための標準的な保険料算定方式や市町村規模別の収納率目標等、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を設定し、当該標準等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を示すこととする。加えて全国統一ルールで算出した場合の都道府県単位での標準的な保険料率を示す。

- ・国保事業費納付金は市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう、市町村ごとの医療費水準を反映するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から市町村ごとの所得水準を反映する。

エ 市町村における保険料率の設定の在り方

市町村は都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を定め、保険料を被保険者に賦課し徴収する

オ 都道府県による給付点検等の実施

- ・都道府県は、市町村の行った保険給付の点検を行う等、適正な給付を推進
- ・都道府県は、複数の市町村に関わるような医療機関による大規模な不正請求事案において不正利得の回収にインセンティブを発揮

## カ 普通調整交付金の在り方

これまで全国レベルで市町村間の所得水準を調整している国の普通調整交付金は、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

## キ 保険料率の一本化について

保険料率については市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能な仕組みとする。

ク 制度改革により被保険者の保険料の保険料水準が急激に変化することのないように必要な配慮を行う。

(3) 財政的な構造問題の解決として、制度改革後の動きを検証しながら対応

ア 子どもに係る均等割保険料の軽減措置導入

イ 地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直し

ウ 医療保険制度間の公平

エ 都道府県と市町村の役割分担のあり方

オ 介護保険に倣った生活保護との境界線を配慮した保険料の設定（付帯決議）

## 感想

国保の都道府県が2018年より全国で始まり1年目は制度改正による保険料率上昇は茅ヶ崎市でも他の自治体でも多くは見られなかったが、制度改正後の国保料に裏付けられた保険料は2019年からとなり、9月決算でも見ていく必要がある。国保の安定的な財政運営と保険料率を打ち出せるのかは2020年度以降もどうなるのか気は抜けない。全国知事会が国に求めている公費1兆円負担を実現しなければ、国保料の引き下げは難しいと考える。今後の要望活動を議員としても強めていかなければならない。今後の課題として

①統一保険料率とするかしないか

②応益：応能割合や算定方式の統一をどうするのか

③法定外繰り入れの取り扱い

④事務処理基準の統一について

ア 保険料や医療機関窓口負担の減免基準を統一するか。水準をどうするか

イ 資格証明書や短期被保険者書、限度額認定証の発行基準をどうするか

ウ 滞納者に対する財産調査、差し押さえ処分の基準をどうするか

⑤都道府県が交付を受ける財政調整交付金や保険者努力支援制度交付金の取扱

⑥激変緩和に対する対応

これらを、茅ヶ崎市としてどのような現状にあり取り組んでいるのかを毎年、

チェックし、高い保険料を引き下げるには、やはり国の責任で公費を投入してもらい、働きかけを強めていきたい。

お勘定書  
STATEMENT



お部屋番号  
Room No. 1105

Page 1 of 1

お名前 Mr. 中野 幸雄 人数 1  
Name Ms. 様 Person(s)

ご到着 2019/01/28 ご出発 2019/01/29 CA AA 会員番号  
Arrival Departure AA Membership No.:

今回ポイント  
Point Applied:  
累積ポイント  
Accumulated Point:

日付 Date	お部屋番号 Room No.	摘要 Description	料金 Charge	お支払 Credits	残高 Balance
01/28	1105	御宿泊料	12,550		
01/28	1125	御宿泊料	12,550		
01/29	1105	現金		25,100	
			25,100	25,100	0

ご請求金額 25,100 ご返金 0  
Total Balance Due Refund

会社名  
Firm 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

上記返金金額正に受け取りました。

印  
ess

ご署名  
Signature

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

Thank you for your patronage. We look forward to serving you again soon.

恐縮でございますがサービス料としてお勘定の10%及び規定の税金を加算させていただきます。伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので再発行いたしかねます。

Your bill includes a 10% service charge and applicable taxes. As individual receipts have been handed personally to the customer(s), no copies are attached to your bill.

部署名  
Division

お名前  
Name

ご署名  
Signature

Bill Issued 124638 COM : 1019217  
2019/01/29 09:02:26 103054 0MFGGWKL

領収書  
RECEIPT DUPLICATE

日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

No. 124638

金額 ￥25,100-

但し

印紙税申告納  
付につき静岡  
税務署承認済

2019年01月29日 上記正に領収致しました。

ホテル アソシア 静岡

420-0851 静岡市葵区黒金町56

56 Kurogane-cho・Aoi-ku・Shizuoka City・Shizuoka 420-0851・Japan・Telephone: (054) 254-4141

# 領収証

日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

¥28,000—

但、第46回市町村議会議員研修会 in 静岡(2019年1月28日・29日)受講料として 上記正に領収いたしました。  
(受講者様ご氏名：中野 幸雄 様)

2018年 12月 25日



株式会社 自治体研

代表取締役

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4階

電話番号 03-3235-5941

受付番号 070

# 領収証

日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

¥28,000—

但、第46回市町村議会議員研修会 in 静岡(2019年1月28日・29日)受講料として 上記正に領収いたしました。  
(受講者様ご氏名：沼上 徳光 様)

2018年 12月 25日

株式会社自治体研究所

代表取締役

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4階

電話番号 03-3235-5941

受付番号071

# 第46回市町村議会 議員研修会 in 静岡

これからの自治体行財政をみすえ、  
「政策立案力」に  
みがきをかけます

2019年1月28日(月)・29日(火)

会場：静岡商工会議所 〒420-0851 静岡市葵区黒金町20番地の8

レイアップ御幸町ビル

CSA会議室 〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-8  
レイアップ御幸町ビル5・6・7階(受付2階)

岩本山からの富士山と梅 写真提供：静岡県観光協会

**1** 全体会 13:00~18:30 (休憩・質疑含む)

講演：① 13:00~16:00

## 2019年度政府予算案と 地方財政の課題



川瀬憲子 静岡大学教授

2019年度政府予算と地方財政計画は、「地方創生」政策に伴う、集約型の国土再編の流れに沿ったものとして、位置づけることができます。自治体で次年度予算を考えるに際し、政府予算の内容と特徴から課題をみだし、政策立案に結びつけることは必須です。本講では、政府予算の特徴を整理し、地方財政の現況と課題や今後の動向について学びます。

講演：② 16:20~18:30

## 「自治体戦略2040構想」と地方自治 —人口縮小時代の地方自治・自治体のあり方—



白藤博行 専修大学教授

総務省「自治体戦略2040構想研究会」報告の具体化に向けて、第32次地制調での審議が進んでいます。2040年の社会の姿を想定し、これに対応する自治体行政のあり方を議論するものです。今後の自治体政策を考えるうえで重要になる「2040構想」をまずは理解し、地制調や専門小委員会の検討内容を知り、その理論的・実践的課題を学びます。



**2** 選科3コース 9:30~15:30 (休憩・質疑含む)

選科A~Cのいずれかをお選びいただきます。

### 選科A ● 国保の都道府県単位化と 地域医療の連動を知る



長友 薫輝  
三重短期大学教授



神田 敏史  
自治体職員

2018年度から大幅な制度改革が行われた国保と地域医療。3400億円の公費が投入され、都道府県と市町村は「社会保障及び国民保健の向上」(国保法第1条)のために何をすべきか。保険料(税)負担や医療費適正化、保健事業、地域医療体制をめぐる動きを検証しながら考えていきます。

### 選科B ● 減災まちづくりと自治体の役割



室崎 益輝 兵庫県立大学大学院教授

想定外の災害に加え、間接的被害も数多く報告されています。これからの防災・減災は災害の起きる前の対策と、想定外の災害が起きた際の対応の2段階で備える必要があります。そのためには行政と住民の相互連携も必須です。教訓を活かし想定外を見越した「防災・減災のまちづくり」の実践にむけて、自治体の役割を考えます。

### 選科C ● 子ども・子育て支援新制度の現段階 と今自治体で取り組むべき課題



藤井 伸生 京都華頂大学教授

子ども・子育て支援新制度がスタートし、4年がたとうとしています。制度・施策など保育をめぐる状況は大きく変貌しています。保育をはじめとした子育て支援制度改革の進捗状況と見えてきた問題点を整理し、今取り組むべき課題を整理し、自治体の取り組みを整理します。

# 第46回市町村議会 議員研修会 in 静岡

2019年 1月28日(月)・29日(火) 静岡商工会議所・レイアップ御幸町ビルCSA会議室

## 参加申し込み

下の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

- 定員 180名(2日間通し参加のみ) \*ご送金いただいた順に受付完了とさせていただきます。
- 受講料 市区議会議員:30000円/同会員:28000円 (都道府県議会議員:ご参加できます)  
 町村議会議員:20000円/同会員:18000円  
 議会事務局・一般:18000円/同会員:15000円 \*キャンセル料=1月21日以降は10,000円を申し受けます。  
 ※「会員」は自治体問題研究所の個人会員
- ご宿泊 お泊まりにつきましては、恐れ入りますがご自身でご手配ください。
- お弁当 (希望者のみ。周辺に飲食店多数あります) 1,000円 お茶付/1月29日昼食 \*1月21日以降はご返金できません。

### 受講のお申し込みの流れ

- ①下記の参加申込書に、必要事項をご記入ください。複数名でお申し込みの場合は、お手数でもコピーの上、別々にご記入ください。
- ②参加申込書を、FAXまたは郵便でお送りください。ホームページからもお申し込みいただけます。  
 また、必要事項を電子メールにご記入いただいたお申し込みも承ります。

申込先 (株)自治体研究社・第46回議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
**FAX 03-3235-5933** TEL 03-3235-5941 E-mail: info@jichiken.jp  
 ホームページ: <http://www.jichiken.jp/>

- ③折り返し、1週間以内に「申込確認書(お振り込みのご案内)」をFAXまたは電子メールでお送りします。  
 「申込確認書(お振り込みのご案内)」を受け取られた後、参加費を下記の銀行口座にお振り込みください。  
 お振り込みの確認をもちまして正式な受付となります。恐れ入りますが振込手数料はお申し込み者様にてご負担ください。  
 \*年末年始期間のお申し込みにつきましては、1月7日以降の受付となります。

銀行口座 三菱UFJ銀行 新宿通 支店(支店番号050)  
 普通預金 No.0006815 名義「株式会社自治体研究社 研修会口」  
 \*ご送金の際は、「申込確認書(お振り込みのご案内)」でお伝えします「受付番号」をお名前の前にご入力ください。  
 (例 個人の場合:123ジチタイタロウ 議員団等複数人まとめた場合:123.124〇〇〇ギインダン)

- ④お振り込みを確認し、入金確認書をFAXまたは電子メールでお送りします。研修会の約1週間前に領収証、参加票を郵送でお送りします。
- ⑤参加申込書を提出後にキャンセルをされる場合、お振り込みの前後にかかわらず、FAXまたは電子メールにてキャンセルの旨をご連絡ください。

第46回市町村議会議員研修会in静岡 参加申込書 自治体研究社(FAX03-3235-5933)			
フリガナ	性別	自治体問題研究所の <input type="checkbox"/> 個人会員である <input type="checkbox"/> 個人会員ではない	
氏名		2日目昼食 <input type="checkbox"/> 弁当を注文する <input type="checkbox"/> 弁当は注文しない	
領収証の宛名		受講料 円	2日目昼食 円
領収証の送付先 〒		合計 円	
*議会事務局などへお送りする場合は、〇〇議会事務局気付などとお書きください。			
電話	FAX	選科の希望 <input type="checkbox"/> A(国保・地域医療) <input type="checkbox"/> B(減災まちづくり) <input type="checkbox"/> C(子ども・子育て)	
自治体名	都道府県	市区町村	( )期目
今回の研修会で特に聞きたい点(簡潔にお書きください)			

### 会場へのアクセス

#### 静岡商工会議所

〒420-0851 静岡市葵区黒金町20番地の8

#### レイアップ御幸町ビル CSA 会議室

〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-8レイアップ御幸町ビル  
 5・6・7階(受付2階)

●電車/JR新幹線・東海道線静岡駅より徒歩3分

●車/静岡ICからは車で約20分

